

第 8 1 1 回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和 6 年 5 月 9 日 (木) 午後 4 時 0 0 分
2. 閉会の日時 令和 6 年 5 月 9 日 (木) 午後 4 時 3 0 分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館 4 階 第一研修室

4. 出席した委員 (番号 1 から 1 4) 及び推進委員 (番号 1 5 から 2 0) の氏名

1 立崎 京子	2 佐々木 和枝	3 宮古 久光
4 川嶋 芳郎	5 古田 武信	6 門上 牧夫
7 種市 廣	8 浦田 秀人	9 浪岡 篤志
1 0 葛巻 広行	1 1 斗米 義一	1 2 新堂 友和
1 3 北澤 邦彦	1 4 千葉 準一	1 5 岩間 勝義
1 8 赤沼 成人	1 9 富田 和美	2 0 荒谷 涼香

5. 欠席した委員及び推進委員の氏名

1 6 駒澤 慎	1 7 沼山 英明
----------	-----------

6. 会議の事務に従事した職員の職氏名

○ 参 与・・・局	長	福田 康治
	次 長	山本 誠
	係 長	工藤 幸恵
○ 会議書記・・・主	事	赤坂 海渡

7. 議 案
 - 【議案第 1 号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
 - 【議案第 2 号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
 - 【議案第 3 号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の一括方式の決定について
 - 【議案第 4 号】農地法第 3 条第 1 項の規定に基づく農業委員会の許可について
 - 【議案第 5 号】農地転用許可申請に係る意見について
 - 【議案第 6 号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について

議事の概要

事務局

ただ今より、令和6年5月1日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第811回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全14名となっておりますので、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、推進委員につきましては、4名の出席で、駒澤推進委員、沼山推進委員が欠席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、北澤会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆さんにはご多忙のところ、第811回総会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。さて、5月に入って気温も上がり、市内の各所でも、いよいよ農作業が本格化して参りました。一方、国では、食料・農業・農村基本法の改正案が成立に向け着々と進みつつあり、肥料や資材の価格の高止まりが続くなか、適正な農産物価格の形成に向け活発な議論が交わされるなど、農業を巡る環境の大きな動きが報じられております。

また、この時期は特に、水田活用直接支払交付金、いわゆる減反の交付金の申請も重なるなど、農地中間管理事業も含め、農地の貸し借りについて審議案件が増えて参ります。委員の皆様には、農業施策の一端を担う地域リーダーとして、なにとぞ一層のご尽力のほど、よろしくようお願い申し上げまして、挨拶といたします。

事務局

ありがとうございました。それでは、三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は北澤会長をお願いいたします。

会 長

それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長

議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

議 長

ご異議なしと認め、5番 古田 武信君、10番 葛巻 広行君を指名いたします。

参与・書記には、事務局長ほか、職員を任命いたします。

次に会期の決定を行います。

お諮りいたします。総会の会期は、本日一日限りとすることにご異議ございませんか。

議 長

ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので、事務局長から報告願います。

局 長

それでは、2ページをお開き願います。報告第1号のうち、初めに4月11日から5月9日までに行いました主な業務についてご報告いたします。4月23日に、令和6年度地域計画及び農地中間管理事業等に係る担当者説明会が、十和田市で開催され、担当職員が出席しております。

4月25日に、令和6年度上十三地区農業委員会連絡協議会役員会及び総会が、十和田市で開催され、会長と事務局長が出席しております。5月7日に、第811回総会の議案検討会を開催しております。5月8日に、令和6年度三沢市農業再生協議会第1回幹事会が、市役所で開催され、事務局長が出席しております。5月9日本日、第811回総会を開催しております。次に、4月の事務処理状況についてご報告いたします。3条の3第1項、相続の届出は13件で、面積は25万1千898平米でした。次に、転用につきましては、5条の案件が1件で、面積は499平米でした。次に、貸借の解約は8件で、面積は7万617平米でした。内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。以上、ここまでの合計は22件で、32万3千014平米となっております。次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が1件あり、内容は、田の、5千896平米でした。次に、農地中間管理事業につきましては、10年設定が21件あり、内訳は、田が7万667平米、畑が1万8千132平米でした。次に、現地調査につきまして、1件を実施しております。内容につきましては、報告第3号で説明させていただきます。続いて、非農地証明につきまして、1件発行しております。内容につきましては、報告第4号で説明させていただきます。

次に、こちらのページには記載はありませんが、借賃の変更に伴う契約変更が2件、合意されております。内容につきましては、報告第5号で説明させていただきます。続きまして、5月10日から6月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。5月10日に、三沢市都市計画審議会組織会が市役所で開催されます。会長が出席される予定となっております。

5月13日に、市政懇談会がホテルグランヒルつたやで開催されます。会長が出席される予定となっております。5月14日に、令和6年度三沢市農業再生協議会第1回通常総会が市役所で開催されます。会長と私が出席を予定しております。5月17日に、農業委員会事務局長会議が青森市内・アスパムで開催されます。私が出席する予定としております。

5月29日に、令和6年度全国農業委員会会長大会が都内で開催されます。これに合わせて、翌30日にかけて県選出国会議員への要請活動を、上十三地区農業委員会連絡協議会で実施します。こちらは会長が出席・参加される予定となっております。

6月4日から翌5日にかけて、県農業委員会会長会議・研修会が、青森市・浅虫において開催されます。こちらも会長が出席される予定となっております。

6月6日に、第812回総会の議案検討会を予定しております。

6月10日に、第812回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。番号1の字前平の田2筆、番号2の字前平の田5筆、及び番号3の字前平の田1筆、合計で1万8千185平米ほどになりますが、借人の離農に伴い、貸借契約を解約するものがあります。

続いて4ページをご覧ください。

番号4の越下1丁目と字庭構の畑2筆、1万1千24平米について、借人の変更のため、3条の使用貸借を解約し中間管理事業に移行するものです。

番号5の字早稲田の畑1筆、2万6千495平米について、3条の貸借を解約し、中間管理事業に移行するものです。番号6の淋代平の田3筆、8千802平米について、借人の変

更のため、基盤法の使用貸借を解約し中間管理事業に移行するものです。

続いて5ページをご覧ください。

番号7の岡三沢8丁目の畑1筆、1千40平米について、経営規模の縮小のため、貸借契約を解約するものです。

番号8の淋代平の田2筆、5千71平米については、借人の変更のため、貸借契約を解約するものです。

次に、6ページをお開き願います。

報告第3号農地の現況調査についてご説明いたします。青森地方法務局十和田支局から照会のあった1件について、転用事実に係る現況調査を行っております。

番号1、大津四丁目の畑1筆で、面積は888平米、おおつ保育園から東へおよそ450mに位置しております。こちらの土地は昭和61年に5条転用済みで、現況は宅地となっているため非農地として判定したものであります。4月26日に千葉委員、葛巻委員、駒澤推進委員が調査を行っております。

次に、7ページをお開き願います。

報告第4号非農地証明についてご説明いたします。

番号1、淋代4丁目の畑1筆で、面積は335平米、場所は淋代郵便局から南西へ約300mに位置しております。こちらにつきましては昭和50年9月17日から住居を構え、以来、宅地として使用しており、今回、登記地目を変更するため証明を発行したものであります。

次に、8ページをお開き願います。

報告第5号借賃変更に伴う契約変更についてご説明いたします。

番号1、字庭構の田1筆、面積6千831平米につきまして、10aあたり賃借料を5千円から3千円に変更するものです。

番号2、字淋代平の田2筆、面積合計5千71平米につきまして、10a当たり賃借料を1万5千円から8千円に変更するものです。

いずれも借受人は公益社団法人あおもり農業支援センターで、それぞれ貸人と協議した結果、合意に至ったものであります。以上が、報告事項でございます。

議 長

ありがとうございました。

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は、三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから、発言することになっておりますので、ご協力願います。

議 長

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは9ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、所有権移転の案件に関してご説明します。

番号1、字淋代平の田2筆、面積合計5815㎡を、所有権移転の申請です。価格は10aあたり〇〇万円で総額〇〇〇万〇千円です。場所は淋代の屯所から南西に約1kmに位置しています。

労働力は譲受人4名で、機械、農地等の営農状況については特段の問題はございません。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。

番号2、字淋代平の田3筆、合計6894㎡を、所有権移転の申請です。価格は10aあたり約〇万円で総額〇〇万円です。場所は淋代町内から西に約1キロ圏内に位置しています。

労働力は譲受人3名で、機械、農地等の営農状況については特段の問題はございません。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。

番号3、字園沢の田1筆、3162㎡を所有権移動の申請です。価格は10aあたり約〇〇〇万円で総額〇〇〇万円です。場所は三沢小学校から約570mに位置しています。

労働力は譲受人2名で、必要に応じて臨時で雇用を行っております。機械、農地等の営農状況については特段の問題はございません。所有権移転による周辺農地への影響はないと考えられます。

現地確認は、千葉委員、葛巻委員、駒澤推進委員同行のもと確認済みです。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長 議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは10ページをお開き願います。
議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、利用権設定の案件に関してご説明します。
番号1、字上野の田、合計4筆、面積合計8,887㎡を10年間の賃貸借権設定です。場所は、三沢市墓地公園より南東に約1kmに位置しています。
借り受け人の労働力は2名で、営農状況に問題はございません。周辺農地への影響もないものと思われます。
現地確認については、千葉委員、葛巻委員、駒澤推進委員のもと完了しています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は原案のとおり、決定し三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。
番号1から2の審議にあたり、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限に、〇〇番 〇〇〇〇君が該当しますので、審議が終了するまで一時退席願います。

議 長 事務局より説明願います。

事務局 それでは11ページをお開き願います。
議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について、一括方式の案件をご説明いたします。
番号1、字園沢の田合計2筆、面積合計4,797㎡を10年間の賃貸借権設定です。

番号2、字園沢の田1筆、1, 347㎡を10年間の使用貸借権設定です。

場所はそれぞれ、三沢小学校から北西に約130m、南東に約300m、南に約100mに位置しています。

借受者は市内の認定農業者を所有する法人で、周辺のほかにも淋代、北部方面に農地を借り受けて露地野菜等を作付けしています。

労働力は常雇用、臨時雇用もあり、営農状況、貸借での周辺農地への影響についても問題はないと思われれます。

現地確認については、千葉委員、葛巻委員、駒澤推進委員同行のもと、確認済みです。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号、番号1から2は、原案のとおり、三沢市長に対し要請いたします。

番号1から2の審議が終了しましたので、〇〇番 〇〇 〇〇君の出席を認めます。

議 長 続いて、番号3から21の審議に入ります。事務局より説明願います。

事務局 番号3、字庭構の畑5筆、合計15, 207㎡を、10年間の使用貸借権設定です。場所は、三沢農場から南に500mに位置しています。

借受人は市内在住の認定農業者で、周辺や市外にも農地を借り受けて露地野菜を作付けしています。労働力は必要に応じて臨時雇用も行っており、貸借による周辺農地への影響もないと考えられます。

番号4、越下、字庭構、字早稲田の畑合計3筆、合計37, 519㎡を10年間の貸借権設定です。場所は、東北ファームから西に約2.2km、北に約600m、西に約2.1kmにそれぞれ位置しています。

借受人は市内在住の農業者で、淋代平方面でも農地を所有、借り受けて露地野菜を作付けしています。

番号5から番号21、字庭構の田合計106筆、畑1筆、総面積198,479㎡を3年間の賃貸借権設定です。場所は、川村農場、金糞平、東北ファーム、織笠団体活動センター、おぞら小学校周辺に位置しています。

借受人は六ヶ所村在住の農業者で、周辺においても農地を借り受け、牧草を作付けしています。以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

〇〇委員 番号3の耕作者は、露地野菜ではなく飼料作物を作付けしているのではないか？

事務局 確認して修正します。

議 長 他にございませんか？

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号、番号3から21は、原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは25ページをお開き願います。

議案第4号農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、ご説明いたします。今回の案件は6件です。

番号1、字流平の畑1筆、面積362㎡を、知人間による売買での申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、申請者含め3名です。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われます。ベジポストから北西に約300mにあり、周辺農地への影響はないと考えられます。

番号2、字堀口の田1筆、面積1,965㎡を、知人間による売買での申請です。譲受人は会社役員兼農家の方で、労働力については、申請者含め2名です。所有農地については、所有

面積すべて耕作されており、労働力についても問題ないと思われ
れます。場所は国際交流スポーツセンターから北西に約530
mで、周辺農地への影響はないと考えられます。

番号3、谷地頭の畑1筆、面積2,173㎡を、知人間による
売買での申請です。譲受人は農家の方で、労働力については、
申請者含め3名です。所有農地については、所有面積すべて耕
作されており、労働力についても問題ないと思われれます。場所
は東北ファームから北西に1.5kmにあり、周辺農地への影
響はないと考えられます。

番号4、三川目の畑1筆、面積1,999㎡を、知人間による
売買での申請です。

譲受人は会社役員兼農家の方で、労働力については、申請者
含め2名です。所有農地については、所有面積すべて耕作され
ており、労働力についても問題ないと思われれます。場所は高橋
牧場から東に約50mにあり、周辺農地への影響はないと考え
られます。

番号5、古間木の畑1筆、面積992㎡を、親せき間の贈与
での申請です。

譲受人は農家の方で、労働力については、申請者含め2名で
す。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労
働力についても問題ないと思われれます。場所は古間木小学校か
ら西に約800mにあり、周辺農地への影響はないと考えられ
ます。

番号6、字戸崎の畑1筆、面積2,233㎡を、兄弟間の贈
与での申請です。

譲受人は農家の方で、労働力については、申請者含め2名で
す。所有農地については、所有面積すべて耕作されており、労
働力についても問題ないと思われれます。場所はプライフーズか
ら北西に680mにあり、周辺農地への影響はないと考えられ
ます。現地確認については、千葉委員、葛巻委員、駒澤推進委
員同行のもと、確認済みです。以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり許可することに決定いたします。

議 長 次に議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてを議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 それでは27ページをお開きください。
議案第5号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。
今回は5条転用、2件の申請であります。
議案第5号資料と合わせてご覧ください。
番号1番 対象となる土地は、岡三沢4丁目の畑、1筆、面積1,693㎡です。
譲受人及び譲渡人は、記載のとおりの方であります。
場所は、岡三沢小学校より北東へ400mに位置し、都市計画の用地地域で第1種中高層住居専用地域の指定を受けております。周辺は、すべて住宅に囲まれた宅地で、土地は道路に面していないため、西側の宅地38,97㎡も購入することから問題ないと考えます。権利区分は、所有権移転の売買で、土地購入費用は通路となる宅地部分を含めて〇〇〇〇万となります。
転用目的は、宅地で貸家2棟の建築で、建築面積は530.89㎡、敷地面積に占める建物の割合が約31%となり基準である20%以上をクリアするため問題ありません。
農地区分は、第3種農地で原則許可できる場所です。
事業費は、総額〇億〇〇〇〇万円で、全額融資での対応となります。
周辺農地への対策として、汚水は、下水道に接続し、雨水は敷地内に浸透処理するため問題ないと考えます。
以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。現地確認については、千葉委員、葛巻委員、駒澤推進委員により、完了しております。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおり決定し、委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長

次に議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてを議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは28ページをお開きください。

議案第6号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。案件の場所については、議案第6号資料でご確認ください。今回の件数は21件です。

番号1から18、字猫又の田18筆、所有者は記載のとおり。面積合計28,894㎡です。

所在は市役所から約2.5km西に位置しており、以前より非農地判定を行っている猫又の西側、一帯はそれぞれ山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号19、字猫又の田1筆、所有者は記載のとおり。所在は滝ノ沢ため池から北に約250mに位置しており周辺を住宅に囲まれており今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地判断の基準を満たしております。

番号20字横沢の田1筆、所有者は記載のとおり。面積4,171㎡です。

所在はヤンマー三沢支社より南西に約500mに位置しており山林原野化していることから、非農地判断の基準を満たしております。

番号21、字堀口の畑1筆、所有者は記載のとおり。面積合計1016㎡です。所在はおいらせ農協より西に約560mに位置しており、周辺を住宅に囲まれており今後も農地として利用される見込みがないことから、非農地判断の基準を満たしております。現地確認についてはいずれも千葉委員、葛巻委員、駒澤推進委員同行のもと完了しております。

以上21筆、面積合計35,146㎡につきまして、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長

以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第811回総会を閉会いたします。
皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 5番 吉田武信

議事録署名者 10番 葛巻広行